



第15期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時より）

場所

秋田県秋田市中通三丁目1番41号
北都銀行本店 本館4階 大会議室

第15期定時株主総会会場は秋田市となっております。
会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

議決権
行使期限

2024年6月20日（木曜日）
午後5時まで

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第15期定時株主総会招集ご通知 | 3 |
| (株主総会参考書類) | |
| 議案 取締役14名選任の件 | 8 |
| 第15期事業報告 | 26 |
| 連結計算書類 | 49 |
| 計算書類 | 51 |
| 監査報告書 | 53 |

● 株主総会ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

フィデアホールディングス株式会社

証券コード：8713

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、地震や大雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

国内経済は、長年続いたコロナ禍から社会経済活動の正常化が進み、景気の回復と共に、賃金と物価の好循環、金融政策の見直しなど、ようやくデフレ経済からの転換が語られるようになりました。一方で、地域経済の担い手である事業者を取り巻く環境は、人口減少の構造的な課題に加え、物価高、賃金上昇、人手不足など、厳しさも目立ちつつあるように思われます。

このような環境変化の中で、当社グループでは、「持続可能な地域づくりのための変革」をテーマに、3か年計画である第5次中期経営計画をスタートし、1年が経過いたしました。地域経済を支える事業者支援に加え、再生エネルギー事業を核とした地域産業振興、事業者の皆さまの脱炭素経営のご支援、人手不足を補うデジタル化のご支援、観光や食など地域の特色を生かした経済活性化のご支援など、地域経済の成長・発展に貢献するべく取り組んでおります。

このたび、事業を取り巻く環境認識を踏まえ、経営統合の最終段階として、荘内銀行及び北都銀行の合併に向けた検討を進めることといたしました。両行の合併により、資金供給能力の向上、営業体力の充実、法人コンサルティング力の向上を実現し、両行が長年にわたり築いてきた地域のお客さまとの関係をより一層強化して、「地域のために地域とともに成長する新しい広域地方銀行グループ」を目指してまいります。

引き続き、株主の皆さまのご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



取締役兼代表執行役社長 **新野 正博**

グループ経営理念



一人ひとりの情熱と知恵と挑戦で、
東北を幸せと希望の産地にします。

東北に誇りを持つ。東北で暮らすことが憧れになる。
そんな未来を、一人ひとりのアイデアとアクションで
生み出していきます。広げていきます。

東北に根差して、東北の人たちと育む新しい価値を
人々へ、世の中へ。

もう、何気なく夢見るだけでは、つくりたい未来には届かない。
大切なのは行動すること。

地域のいちばんのファンとして、サポーターとして、
いつだって同じ目線に立ちながら。

ときには金融機関らしくない、思い切ったチャレンジも取り入れて。

一人ひとりが、考えます。動きます。

世界のどこよりも幸せと希望が実る、東北の未来のために、いま。

サステナビリティ方針

フィデアグループは、東北地方に根差し新しい価値を育む広域金融グループとして、「東北を幸せと希望の産地にする」という経営理念の実現に向け、我々を取り巻く、地域経済の持続的な成長、持続可能な地域環境づくり、人権の尊重、働きがいのある職場づくり、並びに社会から信頼されるガバナンス構築の5つを重要な社会課題として認識し、これらの解決に取り組みます。

これらの課題解決を通じて当社グループの企業価値向上を実現し、地域社会と地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

証券コード 8713
2024年5月30日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月24日

株 主 各 位

宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
フィデアホールディングス株式会社
取締役兼 新野正博
代表執行役社長

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.fidea.co.jp/investor/#block05>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フィデアホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「8713」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 秋田県秋田市中通三丁目1番41号
北都銀行本店 本館4階 大会議室

本年の第15期定時株主総会会場は秋田市となっております。末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

- ・第15期定時株主総会につきましては、秋田県秋田市で開催し、宮城県仙台市、山形県鶴岡市及び山形県山形市を中継会場といたします。
- ・中継会場では、本会場の模様をスクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主の権利のご行使はできません。
- ・ご来場の際は、末尾の定時株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第15期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議案** 取締役14名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」「特定完全子会社に関する事項」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の内容を掲載いたします。

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまに当社の経営にご参加いただく重要な権利です。議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所 北都銀行本店 本館4階 大会議室
（末尾の「定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする「議決権行使書」をご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（8頁～25頁）をご参照ください。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン又はパソコン等により、インターネットで議決権を行使いただくことができます。詳しくは7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時まで

■ 複数回にわたり議決権を行使された場合及び賛否等の記載がない議決権行使書面の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

なお、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

また、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



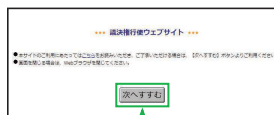
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

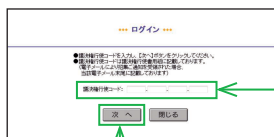
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

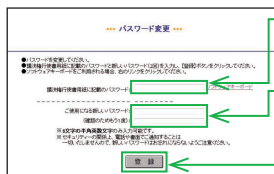
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。




「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 **0120-768-524**
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役14名選任の件

現取締役14名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社グループにおける主な地位及び担当 | 候補者属性 | | |
|-------|-------|--|-------|-------|------|
| 1 | 田尾 祐一 | 取締役会長 株式会社荘内銀行取締役会長執行役員 | 再任 | | |
| 2 | 新野 正博 | 取締役兼代表執行役社長 経営戦略委員会委員長、サステナビリティ委員会委員 | 再任 | | |
| 3 | 伊藤 新 | 取締役 サステナビリティ委員会委員、経営戦略委員会委員 株式会社北都銀行代表取締役頭取 | 再任 | | |
| 4 | 松田 正彦 | 取締役 サステナビリティ委員会委員、経営戦略委員会委員 株式会社荘内銀行代表取締役頭取 | 再任 | | |
| 5 | 富樫 秀雄 | 取締役（非業務執行） 監査委員会委員（常勤）、サステナビリティ委員会委員 | 再任 | 非業務執行 | |
| 6 | 西堀 利 | 取締役（非業務執行）兼取締役会議長 指名委員会委員、報酬委員会委員、リスク委員会委員 サステナビリティ委員会委員、経営戦略委員会委員 | 再任 | 非業務執行 | |
| 7 | 堀 裕 | 社外取締役 指名委員会委員、報酬委員会委員 | 再任 | 社外 | 独立役員 |
| 8 | 近野 博 | 社外取締役 監査委員会委員 | 再任 | 社外 | 独立役員 |
| 9 | 布井 知子 | 社外取締役 監査委員会委員長、リスク委員会委員 サステナビリティ委員会委員 | 再任 | 社外 | 独立役員 |
| 10 | 廣瀬 涉 | 社外取締役 指名委員会委員、報酬委員会委員 サステナビリティ委員会委員、経営戦略委員会委員 | 再任 | 社外 | 独立役員 |
| 11 | 甲斐 文朗 | 社外取締役 サステナビリティ委員会委員長、監査委員会委員 リスク委員会委員、経営戦略委員会委員 | 再任 | 社外 | 独立役員 |
| 12 | 青木 淳 | 社外取締役 指名委員会委員、報酬委員会委員 サステナビリティ委員会委員、経営戦略委員会委員 | 再任 | 社外 | 独立役員 |
| 13 | 佐藤 史朗 | | 新任 | 社外 | 独立役員 |
| 14 | 成田 恭子 | | 新任 | 社外 | 独立役員 |

候補者番号

1

た お ゆ う い ち
田 尾 祐 一

1959年2月11日生

再 任

所有する当社の普通株式数 ……………
取締役在任年数 ……………

21,290株
8年



略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|----------|----------------------|---------|--------------------------------|
| 1981年4月 | (株)富士銀行 入行 | 2016年6月 | (株)北都銀行 取締役（非常勤） |
| 2002年10月 | (株)みずほ銀行 長野中央支店長 | 2016年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役兼代表執行役社長 |
| 2003年11月 | 同行 長野支店長兼長野中央支店長 | 2019年6月 | (株)荘内銀行 取締役会長（非常勤） |
| 2005年2月 | 同行 四谷支店長 | 2020年4月 | 同行 代表取締役頭取 |
| 2007年2月 | 同行 青山支店長 | 2022年4月 | 同行 取締役会長 |
| 2008年10月 | 同行 青山支店青山法人部長 | 2022年6月 | (株)北都銀行 取締役（非常勤） |
| 2009年4月 | 同行 執行役員支店部長 | 2023年4月 | フィデアホールディングス(株) 取締役会長（現職） |
| 2011年4月 | 同行 常務執行役員 | 2023年4月 | (株)荘内銀行 取締役会長執行役員（現職） |
| 2012年4月 | みずほ総合研究所(株) 代表取締役副社長 | | |
| 2016年4月 | フィデアホールディングス(株) 顧問 | | |
| 2016年6月 | (株)荘内銀行 取締役（非常勤） | | |

取締役候補者とした理由

これまで株式会社みずほ銀行常務執行役員、みずほ総合研究所株式会社代表取締役副社長を歴任。2016年より当社取締役兼代表執行役社長、2023年4月より当社取締役会長就任、また、株式会社北都銀行取締役及び株式会社荘内銀行代表取締役頭取、取締役会長を兼務するなど、当グループを執行面から包括的に運営管理しております。金融業界における経験と経営に関する相当程度の知見を有しており、その豊富な経験と知見を当社取締役会において生かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため取締役候補者となりました。

特別の利害関係

田尾祐一氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

にい の まさ ひろ
新野正博

1964年8月2日生



再任

所有する当社の普通株式数 ……………
取締役在任年数 ……………

7,130株
1年

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|----------|-------------------------|---------|------------------------------------|
| 1989年4月 | (株)富士銀行 入行 | 2019年7月 | フィデアホールディングス(株) 執行役 |
| 2008年10月 | (株)みずほ銀行 ローン営業開発部 次長 | 2020年4月 | 当社 常務執行役 |
| 2014年4月 | 同行 高田馬場支店長兼高田馬場 第一部長 | 2022年4月 | 当社 専務執行役 |
| 2017年4月 | 同行 リテール法人営業推進部長 | 2023年4月 | 当社 代表執行役社長 |
| 2019年4月 | 同行 グローバル人事業務部付 審議役 | 2023年6月 | (株)北都銀行 取締役（非常勤）（現職） |
| | | 2023年6月 | (株)荘内銀行 取締役（非常勤）（現職） |
| | | 2023年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役兼代表執行役社長（現職） |

取締役候補者とした理由

新野氏は、これまで株式会社みずほ銀行の営業店長やリテール法人営業推進部長などを歴任。2019年より当社執行役や常務執行役を経て、専務執行役として営業関連部門及び人事総務関連部門の統括に携わり、2023年4月からは当社代表執行役社長として、当社を統括する立場にあります。金融業界における経験と経営に関する相当程度の知見を有しており、その経験や知見を当社取締役会において生かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

特別の利害関係

新野正博氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

いとう あらた
伊藤 新

1961年7月22日生

再任

所有する当社の普通株式数 ……………
取締役在任年数 ……………

17,530株
5年



略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|----------|-------------------|---------|----------------------------|
| 1985年4月 | (株)日本債券信用銀行 入行 | 2016年6月 | 同行 常務取締役 |
| 1991年7月 | (株)羽後銀行 入行 | 2017年4月 | フィデアホールディングス(株) 常務執行役 |
| 2004年2月 | (株)北都銀行 八橋支店長 | 2018年4月 | (株)北都銀行 取締役常務執行役員 |
| 2005年9月 | 同行 秋田西支店長 | 2018年6月 | 同行 取締役専務執行役員 |
| 2006年7月 | 同行 仁賀保支店長 | 2018年6月 | フィデアホールディングス(株) 専務執行役 |
| 2008年7月 | 同行 経営企画部長 | 2019年4月 | (株)北都銀行 代表取締役頭取（現職） |
| 2012年11月 | (株)ミナミ保険 代表取締役社長 | 2019年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役（現職） |
| 2014年6月 | (株)北都銀行 執行役員横手支店長 | | |

取締役候補者とした理由

当社執行役及び株式会社北都銀行取締役として、営業関連部門を統括する立場に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、株式会社北都銀行代表取締役頭取としての経験を通じ、経営に関する豊富な知見も有しております。その経験や知見を当社取締役会において生かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

特別の利害関係

伊藤新氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

まつ た まさ ひこ
松 田 正 彦

1967年7月2日生



再任

所有する当社の普通株式数 ……………
取締役在任年数 ……………

13,230株
2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|----------|--------------------------------|---------|--|
| 1990年4月 | (株)荘内銀行 入行 | 2021年3月 | 同行 取締役常務執行役員本店営業部長兼三瀬支店長兼宝田支店長兼温海支店長兼ねずが関支店長 |
| 2006年6月 | 同行 企画部長 | | |
| 2009年4月 | 同行 企画部部长経営統合特命担当 | | |
| 2009年10月 | フィデアホールディングス(株) 経営統括グループ長 | 2021年4月 | 同行 取締役常務執行役員本店営業部長兼三瀬支店長兼宝田支店長兼温海支店長兼ねずが関支店長兼鶴岡東支店長兼朝暘町支店長 |
| 2014年6月 | 当社 執行役経営統括グループ長 | | |
| 2017年4月 | (株)荘内銀行 執行役員経営企画部長 | | |
| 2017年6月 | 同行 取締役兼執行役員経営企画部長 | 2022年3月 | 同行 取締役常務執行役員本店営業部長兼三瀬支店長兼宝田支店長兼温海支店長兼ねずが関支店長兼鶴岡東支店長兼朝暘町支店長兼藤島支店長 |
| 2018年4月 | 同行 取締役常務執行役員営業推進部長 | | |
| 2018年4月 | フィデアホールディングス(株) 常務執行役 | | |
| 2019年4月 | (株)荘内銀行 取締役常務執行役員 | 2022年4月 | 同行 代表取締役頭取（現職） |
| 2020年4月 | 同行 取締役常務執行役員本店営業部長兼三瀬支店長兼宝田支店長 | 2022年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役（現職） |

取締役候補者とした理由

当社執行役及び株式会社荘内銀行取締役として、財務、経営企画、リスク管理、コンプライアンス、営業関連統括等に携わる等、豊富な業務経験を有しております。また、株式会社荘内銀行代表取締役頭取としての経験を通じ、経営に関する豊富な知見も有しております。その経験や知見を当社取締役会において生かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

特別の利害関係

松田正彦氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

と が し ひ で お
富 樫 秀 雄

1957年8月16日生



再任

非業務執行

所有する当社の普通株式数 ……………

8,378株

取締役在任年数 ……………

3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|---------|---------------------------|---------|--------------------------|
| 1981年4月 | (株)荘内銀行 入行 | 2018年4月 | (株)荘内銀行 取締役常務執行役員 |
| 2003年7月 | 同行 資金証券部長 | 2020年4月 | 同行 取締役専務執行役員 |
| 2010年6月 | 同行 執行役員資金証券部長 | 2020年4月 | フィデアホールディングス(株) 専務執行役 |
| 2014年6月 | 同行 常務執行役員資金証券部長 | 2021年4月 | (株)荘内銀行 取締役 |
| 2016年6月 | 同行 常務取締役兼常務執行役員 資金証券部長 | 2021年4月 | フィデアホールディングス(株) 理事 |
| 2017年6月 | 同行 常務取締役兼常務執行役員 | 2021年6月 | 当社 取締役 |
| 2017年6月 | フィデアホールディングス(株) 常務執行役 | 2022年6月 | 当社 取締役（非業務執行）（現職） |

取締役候補者とした理由

当社執行役及び株式会社荘内銀行取締役として長年にわたり有価証券運用に携わり、また営業店の担当役員としても豊富な経験を有しております。同氏のその豊富な経験と高い識見・専門性を生かし、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等が期待できるため、取締役候補者となりました。

特別の利害関係

富樫秀雄氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

にし ぼり さとる
西 堀 利

1953年3月2日生



再任

非業務執行

所有する当社の普通株式数 ……………

13,030株

取締役在任年数 ……………

9年

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|----------|-----------------------------------|---------|---------------------------------------|
| 1975年4月 | (株)富士銀行 入行 | 2015年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役(社外) |
| 2002年4月 | (株)みずほコーポレート銀行 執行役員財務企画部長 | 2016年6月 | (株)荘内銀行 取締役(非常勤)(現職) |
| 2002年12月 | 同行 執行役員財務・主計グループ・シニアコーポレートオフィサー | 2016年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役兼取締役会議長(社外) |
| 2004年6月 | (株)みずほフィナンシャルグループ 常務取締役財務・主計グループ長 | 2017年6月 | (株)北都銀行 取締役(非常勤)(現職) |
| 2008年4月 | (株)みずほ銀行 取締役副頭取 | 2017年9月 | (株)みずほ銀行 顧問 |
| 2009年4月 | 同行 取締役頭取 | 2019年4月 | (株)みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 |
| 2009年6月 | (株)みずほフィナンシャルグループ 取締役 | 2022年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役(非業務執行)兼取締役会議長(現職) |
| 2011年6月 | みずほフィナンシャルグループ 顧問 | 2023年7月 | (株)みずほフィナンシャルグループ 特別顧問(現職) |

取締役候補者とした理由

西堀氏を非業務執行（社内）取締役候補者とした理由は、同氏には長年、当社独立社外取締役として監督機能の実効性向上に貢献していただいたほか、取締役会議長として執行部門との情報交換や認識共有を図っていただきましたが、厳しい経営環境の下、地方銀行に求められる経営革新のスピードアップのためには、同氏が社外取締役としての活動の中で得た当社に関する知識や経験を生かしつつ、当グループの経営改革を執行部とともに引き続き推進していただくことが適切との判断からであります。同氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ常務取締役財務・主計グループ長（CFO）、株式会社みずほ銀行取締役頭取を歴任されており、同氏の経営者としての豊富な経験と高い識見を生かし、引き続き当グループの発展に貢献いただけることを期待し、取締役候補者としてしました。同氏が選任された場合は、取締役会議長、指名委員会委員、報酬委員会委員、リスク委員会委員、サステナビリティ委員会委員及び経営戦略委員会委員を兼務していただき、非業務執行取締役として客観的な立場で経営に関与していただく予定であります。

特別の利害関係

西堀利氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

ほり
堀

ゆたか
裕

1949年10月5日生



再任

所有する当社の普通株式数 ……………

一株

社外

取締役在任年数 ……………

8年

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|----------|-------------------------------------|---------|---|
| 1979年4月 | 弁護士登録（第一東京弁護士会） | 2010年4月 | 内閣府・公益認定等委員会 委員 |
| 1989年12月 | 堀裕法律事務所（現 堀総合法律事務所）代表弁護士（現職） | 2016年3月 | JUKI(株) 取締役（社外） |
| 1999年6月 | 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科講師 | 2016年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役（社外）（現職） |
| 2004年4月 | 千葉大学 理事・副学長・経営協議会委員（現職） | 2017年8月 | (株)パソナグループ 取締役（社外） |
| 2005年3月 | 千葉大学法科大学院（ロースクール）客員教授 | 2021年6月 | 同社 指名・報酬委員会委員長（現職） |
| | | 2023年3月 | JUKI(株) 取締役（社外）兼 指名報酬諮問委員会 委員長（現職） |

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堀氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた豊富な経験と法務全般への高い識見を有しております。同氏は取締役在任年数8年を超えますが、豊富な経験や金融法務の高い識見・専門性を生かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会委員及び報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

特別の利害関係

堀裕氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

このひろし
近野博

1947年5月25日生



再任

所有する当社の普通株式数 ……………

一株

社外

取締役在任年数 ……………

4年

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|---------|-------------------------|---------|-----------------------------|
| 1970年4月 | デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ会計事務所 | 2007年6月 | アキレス(株) 監査役（社外） |
| 1974年1月 | クローバー公認会計士共同事務所 | 2011年2月 | 近野博公認会計士事務所（現職） |
| 1976年6月 | 秀和公認会計士共同事務所 | 2020年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役（社外）（現職） |

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

近野氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として豊富な経験を有しているほか、アキレス株式会社の社外監査役も長年経験されており、その豊富な経験と高い識見・専門性を生かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、監査委員会委員として業務執行の妥当性や効率性等に対し客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

特別の利害関係

近野博氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

9

ぬの い とも こ
布井 知子

1951年1月29日生



再任

所有する当社の普通株式数 ……………

一株

社外

取締役在任年数 ……………

4年

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|---------|-------------------------------------|---------|-----------------------------------|
| 1986年2月 | Paribas (London) Capital Markets 入社 | 2006年7月 | 同社 コンプライアンス部長 |
| 1994年6月 | パリバ証券会社 東京支店リスクマネジメント部長 | 2008年8月 | BNPパリバ銀行 東京支店チーフアドミニストレイティブ・オフィサー |
| 1996年6月 | パリバグループ 東京支店管理本部長 | 2010年1月 | BNPパリバ証券(株) 代表者室長 |
| 2000年5月 | BNPパリバグループ 東京支店総務・人事統括本部長 | 2016年1月 | (特非) アースウォッチ・ジャパン 理事・事務局長 |
| 2002年3月 | BNPパリバホールセール・バンキング 人事部長 | 2020年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役(社外)(現職) |

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

布井氏を社外取締役候補者とした理由は、BNPパリバグループにおいて、コンプライアンス・人事部門のグローバルヘッドを歴任されたほか、同グループで多様な金融業務を経験されており、また、国際環境NGOの日本法人である認定NPO法人アースウォッチ・ジャパンの理事・事務局長を務められるなど、同氏の海外法人勤務で培ってこられた豊富な経験と高い識見、国際感覚を生かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、監査委員会委員長やリスク委員会委員及びサステナビリティ委員会委員として業務執行の妥当性や効率性等、リスクガバナンスに関する決定や監督等に対し客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

特別の利害関係

布井知子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号
10

ひろ せ わたる
廣 瀬 渉

1954年9月22日生



| | | |
|------|--------------------|----|
| 再任 | 所有する当社の普通株式数 …………… | 一株 |
| 社外 | 取締役在任年数 …………… | 3年 |
| 独立役員 | | |

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|---------|------------------------|---------|----------------------------------|
| 1977年4月 | 山形県 入庁 | 2020年6月 | (株)荘内銀行 取締役 (社外) |
| 2010年4月 | 同 商工観光部長 | 2021年5月 | (株)ヤマザワ 監査役 (社外) (現職) |
| 2012年4月 | 同 企画振興部長 | 2021年6月 | (株)荘内銀行 取締役 (非常勤) (現職) |
| 2014年4月 | 同 企業管理者 | 2021年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役 (社外) (現職) |
| 2016年4月 | 同 教育委員会教育長 | | |
| 2019年4月 | (公財)山形県建設技術センター 理事長 | | |

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

廣瀬氏を社外取締役候補者とした理由は、山形県商工観光部長、企画振興部長、企業管理者、教育委員会教育長を歴任し、2019年からは公益財団法人山形県建設技術センター理事長、2020年から株式会社荘内銀行の社外取締役に就任するなど、山形県行政勤務で培ってこられた豊富な経験、事業者支援における高い識見や行政感覚を生かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会委員長や報酬委員会委員長、サステナビリティ委員会委員及び経営戦略委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

特別の利害関係

廣瀬渉氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

11

か い ふみ お
甲斐文朗

1959年6月23日生



再任

社外

独立役員

所有する当社の普通株式数 ……………

一株

取締役在任年数 ……………

3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|----------|------------------------------|----------|------------------------------------|
| 1983年4月 | 日本銀行 入行 | 2021年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役(社外)(現職) |
| 2007年6月 | 同行 金融機構局参事役(考査 企画担当) | 2021年7月 | 損害保険ジャパン(株) 顧問(非 常勤)(現職) |
| 2008年10月 | 同行 秋田支店長 | 2021年12月 | GMOペイメントゲートウェイ(株) 取締役(社外) 監査等委員 |
| 2013年4月 | 預金保険機構 預金保険部長 | 2023年12月 | 同社 取締役(社外)(現職) |
| 2015年6月 | 中央労働金庫 常勤監事 | | |
| 2019年6月 | (公財)東京財団政策研究所 政策 研究ディレクター | | |

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

甲斐氏を社外取締役候補者とした理由は、日本銀行金融機構局参事役(考査企画担当)、秋田支店長、預金保険機構預金保険部長を歴任されており、その豊富な経験と高い識見を生かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、サステナビリティ委員会委員長や監査委員会委員、リスク委員会委員及び経営戦略委員会委員として業務執行の妥当性や効率性等、リスクガバナンスに関する決定や監督等に対し客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

特別の利害関係

甲斐文朗氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号
12

あお き じゅん
青 木 淳

1957年4月30日生



再任

所有する当社の普通株式数 ……………

一株

社外

取締役在任年数 ……………

1年

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 1980年4月 | 楨総合計画事務所 入所 | 2017年3月 | 同社 取締役常務 チーフ・ピープル・オフィサー 兼 チーフ・クリエイティブ・オフィサー |
| 1991年4月 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド 入社 | | |
| 1993年7月 | 同社 エンゲージメント・マネージャー | 2018年1月 | 同社 代表取締役常務 チーフ・ピープル・オフィサー |
| 1995年7月 | 同社 シニア・エンゲージメント・マネージャー | 2019年1月 | 同社 取締役常務 チーフ・ピープル・オフィサー 兼 チーフ・ソーシャルバリュークリエイション・オフィサー |
| 1999年2月 | BNPパリバ・カードィフ 日本代表 | | |
| 2011年11月 | 同社 国際人事部門責任者 | | |
| 2014年11月 | (株)資生堂 常勤顧問 | | |
| 2015年4月 | 同社 執行役員 チーフ・ピープル・オフィサー | 2020年1月 | 同社 執行役員常務 チーフ・ソーシャルバリュークリエイション・オフィサー |
| 2017年1月 | 同社 執行役員常務 チーフ・ピープル・オフィサー 兼 チーフ・クリエイティブ・オフィサー | 2022年1月 | (株)淳風満帆 代表取締役（現職） |
| | | 2023年6月 | フィデアホールディングス(株) 取締役（社外）（現職） |

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青木氏を社外取締役候補者とした理由は、コンサルティング業界において豊富な経験を有しているほか、人事戦略においても豊富な経験を有していることから、同氏の高い識見を生かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会委員、報酬委員会委員、サステナビリティ委員会委員及び経営戦略委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場で関与していただく予定であります。

特別の利害関係

青木淳氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

13

さとう しろう
佐藤 史郎

1957年12月21日生



新任

社外

独立役員

所有する当社の普通株式数 ……………

一株

取締役在任年数 ……………

一年

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|---------|------------------------|---------|----------------------------------|
| 1981年4月 | 安田火災海上保険(株) 入社 | 2014年9月 | 損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株) 執行役員南アジア部長 |
| 2004年4月 | (株)損害保険ジャパン 神戸自動車営業部長 | 2015年4月 | 損害保険ジャパン日本興亜(株) 取締役専務執行役員 |
| 2007年4月 | 同社 自動車開発第二部長 | 2016年4月 | 同社 代表取締役専務執行役員 |
| 2010年4月 | 同社 執行役員札幌支店長 | 2018年4月 | 同社 代表取締役副社長執行役員 |
| 2011年4月 | 同社 執行役員 | 2020年4月 | セゾン自動車火災保険(株) 代表取締役社長 |
| 2012年4月 | 同社 常務執行役員 | 2024年4月 | (株)クレディセゾン アドバイザー顧問（現職） |
| 2013年4月 | 日本興亜損害保険(株) 常務執行役員 | | |
| 2014年9月 | 損害保険ジャパン日本興亜(株) 常務執行役員 | | |

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤氏を社外取締役候補者とした理由は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代表取締役副社長執行役員、セゾン自動車火災保険株式会社の代表取締役社長などを歴任されており、保険業界において培った豊富な経験と高い識見・専門性を生かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会委員、報酬委員会委員及び経営戦略委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

特別の利害関係

佐藤史郎氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

14

なり た きょう こ
成 田 恭 子

1958年7月23日生



新任

社外

独立役員

所有する当社の普通株式数 …………… 一株
取締役在任年数 …………… 一年

略歴、地位、担当及び重要な兼職（太字で表示）の状況

| | | | |
|----------|--------------------------------------|---------|-----------------------------------|
| 1981年4月 | チェース・マンハッタン銀行 入行 | 2015年7月 | 同社 債券運用部 ファンドマネージャー/シニアクレジットアナリスト |
| 1989年4月 | (株)日本格付研究所 格付審査課長 | | 兼 株式運用部 シニアESGアナリスト |
| 2000年10月 | ドイツ証券会社 東京支店 ディレクター シニア クレジットアナリスト | 2017年4月 | (一社)日本CFA協会 共同事務局長 |
| 2001年8月 | BNPパリバ証券会社 東京支店 クレジット・リサーチ共同部長 | 2018年1月 | (一社)CDP Worldwide-Japan シニアマネージャー |
| 2006年9月 | 同社 クレジット・トレーディングセクター・スペシャリスト | 2023年6月 | 同法人 キャピタルマーケットツリード |
| 2010年9月 | T&Dアセットマネジメント(株) 債券運用部 シニアクレジットアナリスト | | |

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

成田氏を社外取締役候補者とした理由は、証券会社のアナリストやファンドマネージャーを長く経験されたほか、国際環境NGOの日本拠点であるCDP Worldwide-Japanの活動に参加された経験も有しており、その高い識見・専門性を生かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、監査委員会委員、リスク委員会委員、サステナビリティ委員会委員、経営戦略委員会委員として業務執行の妥当性や効率性等に対し、客観的かつ中立的立場で関与していただく予定であります。

特別の利害関係

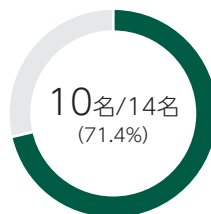
成田恭子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 堀裕氏、近野博氏、布井知子氏、廣瀬渉氏、甲斐文朗氏、青木淳氏、佐藤史朗氏及び成田恭子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 富樫秀雄氏及び西堀利氏は、社内取締役のうち、当社の執行役及び使用人、又は当社子会社の業務執行取締役、執行役員及び使用人を兼務しない非業務執行取締役候補者であります。
3. 当社は、堀裕氏、近野博氏、布井知子氏、廣瀬渉氏、甲斐文朗氏及び青木淳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を上限としており、各氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。また、佐藤史朗氏及び成田恭子氏の選任が承認された場合は同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は43頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 所有する当社の普通株式は、本招集通知及び株主総会参考書類の作成日現在の所有状況に基づき記載しております。
6. 当社は、堀裕氏、近野博氏、布井知子氏、廣瀬渉氏、甲斐文朗氏及び青木淳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。佐藤史朗氏及び成田恭子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の独立性基準については25頁をご参照ください。

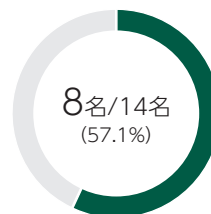
当社のガバナンス体制の特徴

- 指名委員会等設置会社を選択
- 監督と執行を分離

非業務執行取締役



独立社外取締役



【各取締役候補者のスキルマトリックス】

各取締役候補者が保有するスキルのうち、特に期待する分野は以下のとおりであります。

| | 企業経営 | 金融 | 事業戦略 | 財務・会計 | 人事戦略 人材育成 | リスクマネ ジメント | 法務・コンプ ライアンス | 地域経済 |
|-------|------|----|------|-------|--------------|---------------|-----------------|------|
| 田尾 祐一 | ● | ● | ● | | | | | ● |
| 新野 正博 | ● | ● | ● | | ● | | | |
| 伊藤 新 | ● | ● | ● | | | | | ● |
| 松田 正彦 | ● | ● | ● | | | | | ● |
| 富樫 秀雄 | | ● | | | | ● | | ● |
| 西堀 利 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 堀 裕 | | | | | | | ● | |
| 近野 博 | | | | ● | | | | |
| 布井 知子 | | ● | | | ● | ● | ● | |
| 廣瀬 渉 | | | | | | | | ● |
| 甲斐 文朗 | | ● | | | | ● | | |
| 青木 淳 | ● | ● | ● | | ● | | | |
| 佐藤 史朗 | ● | ● | ● | | | | | |
| 成田 恭子 | | ● | | ● | | ● | | |

※上記一覧表は、候補者が有する全ての知見を表すものではありません。

<ご参考>フィデアグループの「社外取締役の独立性に関する基準」

1. 当グループ関係者

- ① 当グループの業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと
- ② 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう）、またはその親会社若しくは重要な子会社ではなく、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近5年間においても業務執行者ではなかったこと

2. 取引関係者

- ① 当グループを主要な取引先とする者、またはその親会社若しくは重要な子会社ではなく、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近5年間においても業務執行者ではなかったこと
- ② 当グループの主要な取引先である者、またはその親会社若しくは重要な子会社ではなく、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近5年間においても業務執行者ではなかったこと
- ③ 当グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織の業務執行者ではないこと
- ④ 当グループから取締役を受け入れている会社、またはその親会社若しくは子会社の役員ではないこと

3. 専門的サービス提供者

- ① 現在、当グループの会計監査人または当該監査法人の社員等ではなく、最近5年間において当該社員等として当グループの監査業務を担当したことがないこと
- ② 弁護士やコンサルタント等として、役員報酬以外に当グループから過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと

4. その他

- ① 上記1～3に掲げる者の配偶者または二親等内の親族ではないこと
- ② 当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
- ③ 上記2でいう主要な取引先は、最近3事業年度各年度の連結売上高（当社の場合は、連結経常収益）の2%以上を基準に判定する
- ④ 仮に上記2～4①いずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる

以上

第15期 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、山形県を営業基盤とする株式会社荘内銀行（以下、荘内銀行）と、秋田県を営業基盤とする株式会社北都銀行（以下、北都銀行）の経営統合により2009年10月1日に誕生いたしました。

地域に密着した広域金融グループとして、経営理念「一人ひとりの情熱と知恵と挑戦で、東北を幸せと希望の産地にします。」のもと、一人ひとりが持ち得る最高の知恵を出し合い、情熱と挑戦の姿勢を全員が共有し、地域の新しい価値の創造、持続的な成長に力強く貢献することを目指しています。

主たる子会社のうち、荘内銀行は山形県、宮城県、福島県、東京都において、本店ほか支店87か店、出張所1か店等を拠点とし、また、北都銀行は秋田県、宮城県、東京都において、本店ほか支店82か店、出張所2か店等を拠点とし、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務及び社債受託・登録業務を行い、附帯業務として代理業務や証券投資信託、生命保険等の窓口販売業務等を行っております。

② 金融経済環境

当事業年度における我が国経済は、年度末にかけて足踏みもみられましたが、概ね緩やかな回復基調が続きました。住宅建設が弱含んだものの、公共投資が底堅く推移し、設備投資及び個人消費は持ち直しの動きが続きました。

また、当社グループの主たる営業エリアである東北地方の経済においては、一部に弱い動きは見られたものの概ね持ち直しの動きが続きました。生産は一進一退となり、住宅投資も弱い動きとなったものの、設備投資が増加し、雇用・所得環境の改善がみられ、個人消費は緩やかな回復の動きが続きました。

なお、金融面につきましては、世界的な高インフレ環境が続き海外金利が高止まりするなか、日本銀行がイールドカーブコントロールの柔軟化を行ったほか、年度末にかけては賃金と物価の好循環が見通せる状況と判断し8年間続いたマイナス金利政策を解除しました。この間、異次元金融緩和の転換が意識され、10年物国債金利は一時1%に迫る場面が見られるなど上昇しました。日経平均株価は、インフレ定着など長期に渡るデフレからの構造変化、大幅な円安進行や良好な企業業績を背景に、大きく上昇する展開となりました。年明け以降も欧米の利下げへの転換期待や底堅い世界景気も後押しとなり、4万円の大台に乗せるなど史上最高値を更新いたしました。

③ 企業集団の事業の経過及び成果

(第5次中期経営計画の概要)

当社グループは、2023年度に第5次中期経営計画をスタートいたしました。2025年度までの3年間計画である第5次中期経営計画は、「持続可能な地域づくりのための変革」をテーマとし、お客さま支援の徹底と経営基盤の強化によりお客さま満足度及び株主価値の向上に取り組み、2025年度の親会社株主に帰属する当期純利益40億円程度、顧客部門経常利益の黒字拡大、長期的には連結ROE 5%超の水準を目指してまいります。

| | |
|---------|---|
| テ ー マ | 持続可能な地域づくりのための変革 ～ 豊かな東北の未来に向けたお客さま支援の徹底と経営基盤の強化 ～ |
| 計 画 期 間 | 2023～2025年度（3年間） |
| 基 本 方 針 | <ul style="list-style-type: none">▶ お客さま支援の徹底と経営基盤の強化により、お客さま満足度（CS）および株主価値の向上を実現する<ol style="list-style-type: none">1. 顧客支援力の強化2. サステナビリティ経営の実践3. 有価証券ポートフォリオの再構築4. 経費構造の改革5. 従業員満足度（ES）の向上6. ガバナンス体制の高度化 |
| 目 標 指 標 | <ul style="list-style-type: none">▶ 2025年度 親会社株主に帰属する当期純利益40億円程度▶ 2025年度 顧客部門経常利益（2行合算）の黒字拡大▶ 長期的に目指すROE水準5%超（グループ連結） |

(グループ再編の検討開始について)

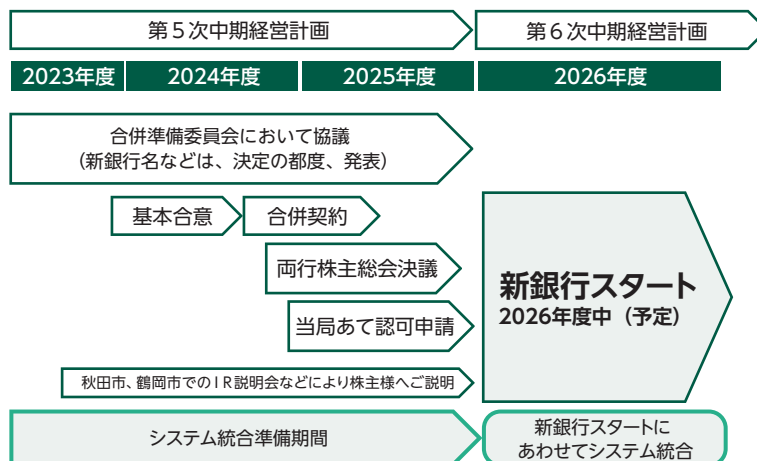
また、2022年度に公的資金を完済したことを踏まえ、経営統合の最終段階として、荘内銀行及び北都銀行の合併に向けた検討を進めることを2024年1月に発表し、2024年2月には、当社及び荘内銀行、北都銀行により合併準備委員会を設置し、両行の合併に向けた具体的な協議を開始いたしました。

当社グループは、2009年に経営統合を実施して以来、経営統合効果の実現による企業価値向上を目指し、営業ノウハウの共有、本部機能の効率化、基幹系システムの統合、関連会社の統合などを実施してまいりました。また、2016年のマイナス金利政策導入以降は、一層の経営効率化を図るべく、営業体制の改革、持株会社と両行にまたがる本部機能の一本化、事務集中部門の統合などを進めてまいりました。

当社グループが営業地盤とする山形県、秋田県においては、高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少、事業所数の減少など構造的な課題を抱えております。これまで、荘内銀行及び北都銀行では、地域に根差した地域密着の強みを生かし、お取引先のニーズに寄り添う法人個人一体営業を展開し地域経済活性化を図るとともに、地方創生につながる再生可能エネルギー事業、定住・移住促進事業、観光拠点を活用したまちづくり事業などに積極的、主体的に取り組んでまいりました。

両行の合併により、規模の拡大による資金供給能力の向上や本部業務の効率化による営業体力の充実、両行それぞれに配置している専門人材によるコンサルティング力向上を実現し、これまで両行が長年にわたり築いてきた地域のお客さまとの関係を一層強化してまいります。

※ 今後のスケジュール感



(2023年度、第5次中期経営計画1年目の総括)

2023年度は、グループ横断で設置したGX室、DX室を中心として、お取引先の脱炭素経営のご支援、人手不足対策なども含めたデジタル化のご支援に注力するとともに、当社グループの強みである再生可能エネルギー事業向けプロジェクト・ファイナンスなどにより法人関連収益の拡大に注力いたしました。

このような中で、顧客部門においては、地元県内向け事業性貸出のほか、金融業向け仕組貸出による貸出金利息の底上げなどにより、預貸金利息差が前期比増加に転じました。また、事業承継やM&Aのご支援、GX・DX（注）分野関連を中心としたビジネスマッチングなど、法人関連の手数料収益が伸長し、顧客部門業務純益は前期比22億67百万円増加し31億43百万円となりました。なお、両行の合併を見据え、財務基盤の健全性を一層高めることを目的として貸倒引当金を積み増し与信関係費用が増加したことから、顧客部門経常利益は前期比8億36百万円改善し△65百万円となりました。

市場部門においては、国内外の金利環境が大きく変化し、特に日本銀行の金融政策の修正を見通す中でリスク抑制的な運営を継続し、年度当初から保守的な計画としておりました。市場環境に応じた売買によりキャピタル収益を積み上げるとともに、評価損の圧縮、将来に向けた安定的な収益確保のためのポートフォリオ再構築に取り組む中で、市場部門経常利益は前期比29億8百万円減少し27億37百万円となりました。

(注) GXは、グリーン・トランスフォーメーションの略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革すること。

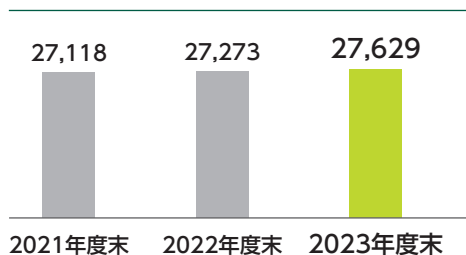
DXは、デジタル・トランスフォーメーションの略称で、デジタル技術の活用により、業務プロセス改善にとどまらず、製品やサービス、生活、ビジネスモデルを変革すること。

※ 部門別損益の状況

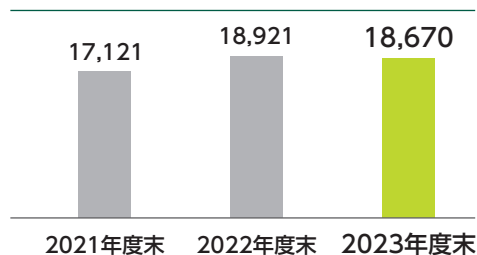
| | 2022年度 実績 | 2023年度 | |
|--------------------------------|--------------|----------|-----------|
| | | 実績 | 前期比 |
| 顧客部門経常利益 (=顧客部門業務純益-与信関係費用) | △901百万円 | △65百万円 | +836百万円 |
| 顧客部門業務純益 (=顧客部門における粗利益-同経費) | 876百万円 | 3,143百万円 | +2,267百万円 |
| 市場部門経常利益 | 5,645百万円 | 2,737百万円 | △2,908百万円 |

また、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人預金及び法人預金を中心に前年度末比356億円（1.3%）増加し2兆7,629億円となりました。貸出金残高は、山形・秋田県内を含め事業性貸出が増加した一方で、マイナス金利対策として運用していた中央政府向け貸出が減少したことなどから、前年度末比251億円（1.3%）減少し1兆8,670億円となりました。

預金等残高（単位：億円）



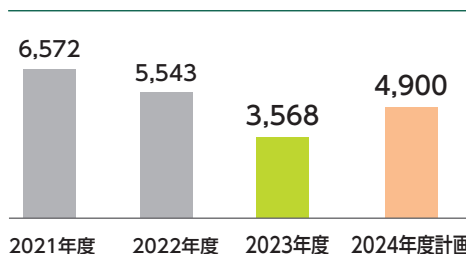
貸出金残高（単位：億円）



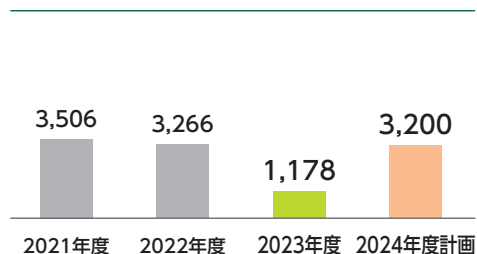
以上より、当社グループの当期の連結業績につきましては、連結経常収益は、有価証券利息配当金など資金運用収益を中心に前期比14億66百万円（2.8%）減少し499億44百万円となりました。また、連結経常費用は、貸倒引当金繰入額などその他経常費用を中心に前期比5億7百万円（1.1%）増加し463億75百万円となりました。

連結経常利益は、顧客部門の収益力強化が順調に進み、預貸金利息差及び役務取引等利益が増加推移となる中で、両行の合併を見据え財務基盤の健全性を一層高めることを目的に貸倒引当金を積み増し、与信関係費用が一時的に増加したことや、市場部門において投資信託解約損益を中心に有価証券利息配当金が減少したことなどから、前期比19億74百万円（35.6%）減少し35億68百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比20億87百万円（63.9%）減少し11億78百万円となりました。

連結経常利益（単位：百万円）



親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）



(配当方針及び2024年度業績予想について)

当社は2021年度に、中期経営計画の進捗状況及び公的資金返済による配当負担軽減を勘案し、株主還元充実を目的として、1株当たり株式配当金を年間60円から75円に増配しております。2023年度の株式配当金につきましても、引き続き1株当たり年間75円を実施いたしました。

これにより、2023年度の配当性向は115.0%（前年度実績41.8%）となっております。2023年度は、荘内銀行及び北都銀行の合併を見据え、財務基盤の健全性を一層高めるため貸倒引当金を積み増したことで与信関係費用が増加いたしました。このため連結純利益の水準が一時的に低下し、配当性向が高まっておりますが、安定的な配当を行うことを基本方針としていること、また、顧客部門の収益力回復が順調に進展していることを踏まえ、前年度同様、株式配当金年間75円を実施したものです。

第5次中期経営計画最終年度、2025年度の連結純利益40億円の達成に向けて、引き続き地元県内事業性貸出や法人関連手数料など顧客部門の収益力強化、有価証券ポートフォリオ再構築による市場部門の収益性回復に取り組んでまいります。このような中で、2024年度は連結経常利益49億円、連結純利益32億円を計画しており、株式配当金につきましては1株当たり75円（うち中間配当金37円50銭。配当性向は42.4%を見込む）を継続する予定としております。

当社は、グループの中核事業である銀行業をはじめとした各種事業の公共性を鑑み、長期的視野に立った経営基盤の確保に努めながら、引き続き株主の皆さまに対し安定的な配当を行うことを基本方針としてまいります。なお、今後、当社グループの業績が大きく変動した場合には、配当金の水準を見直す場合がございます。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。内部留保金の用途につきましては、将来の事業発展及び財務体質の強化のための原資として活用してまいります。

(主要な子会社である荘内銀行、北都銀行の業績及び預貸金期末残高)

※ 荘内銀行 (単体)

(損益)

| (単位：百万円) | 2022年度 | 2023年度 | 増減 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| 経常収益 | 24,376 | 21,460 | △2,916 |
| 資金利益 | 16,300 | 13,764 | △2,535 |
| 役務取引等利益 | 1,573 | 1,906 | 332 |
| 経費 | 11,548 | 11,293 | △255 |
| コア業務純益 | 5,343 | 2,679 | △2,663 |
| コア業務純益 (除く投資信託解約損益) | 2,199 | 2,649 | 449 |
| 与信関係費用 | 1,111 | 747 | △364 |
| 経常利益 | 2,390 | 1,651 | △738 |
| 当期純利益 | 1,630 | 656 | △974 |

(主要勘定)

| (単位：億円) | 2022年度 | 2023年度 | 増減 |
|---------------------|--------|--------|-----|
| 貸出金残高 | 9,482 | 9,697 | 215 |
| 預金等残高 (譲渡性預金を含む) | 13,537 | 13,667 | 129 |
| 有価証券残高 | 3,319 | 3,691 | 372 |

※ 北都銀行（単体）
（損益）

| （単位：百万円） | 2022年度 | 2023年度 | 増減 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| 経常収益 | 22,436 | 23,468 | 1,032 |
| 資金利益 | 15,689 | 13,868 | △1,820 |
| 役務取引等利益 | 2,796 | 3,139 | 343 |
| 経費 | 11,515 | 11,469 | △45 |
| コア業務純益 | 6,035 | 4,465 | △1,569 |
| コア業務純益 （除く投資信託解約損益） | 2,181 | 3,240 | 1,059 |
| 与信関係費用 | 666 | 2,461 | 1,794 |
| 経常利益 | 2,615 | 1,312 | △1,302 |
| 当期純利益 | 1,563 | 139 | △1,424 |

（主要勘定）

| （単位：億円） | 2022年度 | 2023年度 | 増減 |
|---------------------|--------|--------|------|
| 貸出金残高 | 9,599 | 9,151 | △447 |
| 預金等残高 （譲渡性預金を含む） | 13,783 | 14,010 | 226 |
| 有価証券残高 | 3,281 | 3,636 | 355 |

④ 企業集団の対処すべき課題

人口減少に伴う構造的な社会課題に加え、内外の金利環境の変化、地政学的リスクの高まり、インフレの進行など、地域金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しています。

このような中で、2024年度は、第5次中期経営計画の2年目として、地域における金融仲介機能の充実及び取引先の経営改善や事業再生支援等に積極的に取組むとともに、GX・DX分野を中心としたコンサルティング営業体制の強化、両行合併を見据えての効率化施策の前倒し実施、市場部門の収益力回復に注力してまいります。また、事業環境の変化に応じた不断の変革を実践し、持続可能な地域づくりに貢献することのできる広域地方銀行グループを目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 53,191 | 51,094 | 51,411 | 49,944 |
| 経常利益 | 6,894 | 6,572 | 5,543 | 3,568 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 3,314 | 3,506 | 3,266 | 1,178 |
| 包括利益 | 9,475 | △3,959 | △11,506 | △3,489 |
| 純資産額 | 120,073 | 109,233 | 90,621 | 85,824 |
| 総資産 | 3,221,460 | 3,265,199 | 3,019,852 | 3,060,664 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 営業収益 | 2,607 | 2,559 | 2,984 | 2,726 |
| 受取配当額 | 1,202 | 1,310 | 1,714 | 1,355 |
| 銀行業を営む子会社 | 1,202 | 1,310 | 1,414 | 1,355 |
| その他の子会社 | — | — | 300 | — |
| 当期純利益 | 1,250 | 1,843 | 2,169 | 1,364 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 銭 62 64 | 円 銭 98 46 | 円 銭 118 46 | 円 銭 75 43 |
| 総資産 | 73,342 | 68,232 | 63,557 | 63,663 |
| 銀行業を営む子会社株式等 | 67,488 | 62,488 | 57,488 | 57,488 |
| その他の子会社株式等 | 4,602 | 4,602 | 4,602 | 4,602 |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式及びB種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。そのため、2020年度及び2021年度は期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況 (2024年3月31日現在)

| | 当年度末 | |
|------|--------|------|
| | 銀行業 | その他 |
| 使用人数 | 1,272人 | 149人 |

(注) 使用人数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況 (2024年3月31日現在)

イ 銀行業

(株)荘内銀行

| | 当年度末 | |
|-----|------|-------|
| | 店 | うち出張所 |
| 山形県 | 68 | (1) |
| 宮城県 | 15 | (—) |
| 福島県 | 2 | (—) |
| 東京都 | 4 | (—) |
| 合計 | 89 | (1) |

- (注) 1. ブランチ・イン・ブランチ方式（1つの店舗内で複数の支店が営業する方式）による統合店を除くと、本支店・出張所数は36か店です。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を58か所設置しております。

(株)北都銀行

| | 当年度末 | |
|-----|------|-------|
| | 店 | うち出張所 |
| 秋田県 | 83 | (2) |
| 宮城県 | 1 | (—) |
| 東京都 | 1 | (—) |
| 合計 | 85 | (2) |

- (注) 1. ブランチ・イン・ブランチ方式（1つの店舗内で複数の支店が営業する方式）による統合店を除くと、本支店・出張所数は41か店です。
2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を1か所、店舗外現金自動設備を94か所設置しております。

ロ その他

(株)荘内銀行及び(株)北都銀行以外の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| | 銀行業 | その他 | 合計 |
|---------|-------|-----|-------|
| 設備投資の総額 | 1,453 | 3 | 1,456 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(新設・拡充・改修)

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況（2024年3月31日現在）

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当社が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|--------------|------------|------------------------------------|--------------|------------------|-----|
| (株) 荘内銀行 | 山形県 鶴岡市 | 銀行業 | 百万円 8,500 | % 100.00 | — |
| (株) 北都銀行 | 秋田県 秋田市 | 銀行業 | 12,500 | 100.00 | — |
| フィデアカード(株) | 秋田県 秋田市 | クレジットカード業 信用保証業 顧客会員へのサービス業務 | 50 | 100.00 | — |
| フィデアリース(株) | 山形県 山形市 | リース業 | 50 | 100.00 | — |
| (株)フィデア情報総研 | 秋田県 秋田市 | システム開発業 調査研究業 情報サービス業 | 50 | 100.00 | — |
| (株)フィデアキャピタル | 山形県 山形市 | 投資業等 | 80 | 50.00 | — |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を、当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社等が有する間接保有割合の合計を記載しております。

(7) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 | 当社への出資状況 | |
|---------|-----------|----------|-------|
| | | 持株数 | 議決権比率 |
| (株)荘内銀行 | 10,460百万円 | 一株 | —% |
| (株)北都銀行 | 500百万円 | 一株 | —% |

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

| 氏 名 | 地位及び担当 | 重 要 な 兼 職 | その他 |
|---------|---|--|---|
| 田 尾 祐 一 | 取締役会長 | 株式会社荘内銀行取締役 会長執行役員 | |
| 新 野 正 博 | 取締役兼代表執行役社長 最高経営責任者（CEO） 経営戦略委員会委員長 サステナビリティ委員会委員 | 株式会社荘内銀行取締役 株式会社北都銀行取締役 | |
| 伊 藤 新 | 取締役 サステナビリティ委員会委員 経営戦略委員会委員 | 株式会社北都銀行代表取 締役頭取 | |
| 松 田 正 彦 | 取締役 サステナビリティ委員会委員 経営戦略委員会委員 | 株式会社荘内銀行代表取 締役頭取 | |
| 富 樫 秀 雄 | 取締役（非業務執行） 監査委員会委員（常勤） サステナビリティ委員会委員 | | 監査委員会委員として財務 及び会計に関する相当程度 の知見を有している。 |
| 西 堀 利 | 取締役（非業務執行）兼 取締役会議長 指名委員会委員 報酬委員会委員 リスク委員会委員 サステナビリティ委員会委員 経営戦略委員会委員 | 株式会社荘内銀行取締役 株式会社北都銀行取締役 | |
| 小 川 昭 一 | 取締役（社外） 監査委員会委員 経営戦略委員会委員 | | 監査委員会委員として財務 及び会計に関する相当程度 の知見を有している。 |
| 福 田 恭 一 | 取締役（社外） 指名委員会委員長 報酬委員会委員長 リスク委員会委員 経営戦略委員会委員 | | |
| 堀 裕 | 取締役（社外） 指名委員会委員 報酬委員会委員 | 堀総合法律事務所 代表弁護士 JUKI株式会社取締役 （社外）兼 指名報酬諮 問委員会委員長 | |
| 近 野 博 | 取締役（社外） 監査委員会委員 | 近野博公認会計士事務所 公認会計士 | 監査委員会委員として財務 及び会計に関する相当程度 の知見を有している。 |
| 布 井 知 子 | 取締役（社外） 監査委員会委員長 リスク委員会委員 サステナビリティ委員会委員 | | 監査委員会委員（委員長） として財務及び会計に関する 相当程度の知見を有して いる。 |

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|--------|---|---|------------------------------------|
| 廣瀬 渉 | 取締役（社外） 指名委員会委員 報酬委員会委員 サステナビリティ委員会委員 経営戦略委員会委員 | 株式会社荘内銀行取締役 | |
| 甲斐 文朗 | 取締役（社外） サステナビリティ委員会委員長 監査委員会委員 リスク委員会委員 経営戦略委員会委員 | GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役（社外） | 監査委員会委員として財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。 |
| 青木 淳 | 取締役（社外） 指名委員会委員 報酬委員会委員 サステナビリティ委員会委員 経営戦略委員会委員 | 株式会社淳風満帆代表取締役 | |
| 宮下 典夫 | 執行役副社長 最高財務責任者（CFO） 最高ICT・システム責任者（CTO） 経営戦略委員会委員 | フィデアカード株式会社取締役 フィデアリース株式会社取締役 株式会社フィデア情報総研取締役 | |
| 日野 俊孝 | 専務執行役 | 株式会社荘内銀行取締役 専務執行役員 株式会社フィデアキャピタル取締役 | |
| 小野山 公彦 | 常務執行役 最高リスク管理責任者（CRO） リスク委員会委員長 | 株式会社荘内銀行常務執行役員 株式会社北都銀行常務執行役員 | |
| 伊藤 大介 | 常務執行役 最高マーケティング責任者（CMO） 営業企画部長 | | |
| 浅見 英紀 | 常務執行役 最高投資責任者（CIO） | | |
| 工藤 仁 | 執行役 最高コンプライアンス責任者（CCO） | | |
| 木戸 祐 | 執行役 | | |
| 堀越 智則 | 執行役 ICT第一企画部長 | | |
| 前田 義人 | 執行役 最高人事責任者（CHRO） 人事総務部長 | | |

- (注) 1. 取締役の小川昭一、福田恭一、堀裕、近野博、布井知子、廣瀬渉、甲斐文朗及び青木淳の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の小川昭一、福田恭一、堀裕、近野博、布井知子、廣瀬渉、甲斐文朗及び青木淳の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役富樫秀雄氏は、常勤の監査委員会委員であります。常勤の監査委員会委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査委員会による監査の実効性を高めるためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

| 役員区分 | 支給人数 (人) | 報酬等の総額 (百万円) | 固定報酬 | 変動報酬 | その他 |
|-------------------|-------------|-----------------|-------|-------|-------|
| | | | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 4 | 80 | 71 | — | 8 |
| 執行役 | 9 | 129 | 118 | — | 10 |
| 社外取締役 | 8 | 67 | 67 | — | — |
| 計 | 21 | 277 | 258 | — | 18 |

- (注) 1. 年度末現在の役員数は取締役（社外取締役を除く）6名、執行役9名、社外取締役8名の合計23名であります。

なお、取締役（社外取締役を除く）において無報酬の者2名を除き、執行役において無報酬の者1名を除いております。

また、2023年6月23日の当社定時株主総会において、専任の執行役から執行役を兼務する取締役（社外取締役を除く）に新任した者が1名存在しますが、その者は在任役職に係る報酬に応じて、取締役（社外取締役を除く）及び執行役の両欄に記載しております。

2. 報酬等の総額には、当社の主要子会社である荘内銀行及び北都銀行の取締役としての報酬90百万円（うち取締役（社外取締役を除く）3名76百万円、執行役1名14百万円）を含めておりません。当該報酬等を含めたグループの報酬等の総額及び員数は以下のとおりです。

| 役員区分 | 支給人数 (人) | 報酬等の 総額 (百万円) | 固定報酬 | 変動報酬 | その他 |
|-------------------|-------------|---------------------|-------|-------|-------|
| | | | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 6 | 156 | 137 | — | 19 |
| 執行役 | 10 | 143 | 131 | — | 12 |
| 社外取締役 | 8 | 67 | 67 | — | — |
| 計 | 24 | 368 | 336 | — | 31 |

3. 変動報酬は役員賞与が該当します。
4. その他は従前支給していた自社株取得目的報酬に代えて、2022年5月13日に導入を決定した譲渡制限付株式報酬が該当します。
5. 当社は「フィデアグループ取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針」を定めております。その概要等は次のとおりであります。

【当該方針の概要及び決定の方法】

- ① 報酬委員会は、当社定時株主総会並びに同日開催の当社取締役会において決定される当社の役員改選に合わせて毎年6月に開催し、当社役員の個人別の報酬等の内容を決定する。
- ② 報酬委員会は、上記①とともに、荘内銀行及び北都銀行の定時株主総会並びに同日開催予定のそれぞれの取締役会において決定される役員改選に合わせて毎年6月に開催し、各行取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、意見の提言を行う。荘内銀行及び北都銀行は、それぞれの株主総会の決議及び当社報酬委員会の意見の内容を受けて、それぞれの取締役会において、それぞれの代表取締役頭取に各行取締役の個人別の報酬等の内容の決定を一任する決議を行う。
- ③ 前項に関わらず、当社は必要に応じて報酬委員会を開催し、当社役員の個人別の報酬等の内容を決定及び各行取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、荘内銀行及び北都銀行に対して意見の提言を行うことができる。
- ④ 当社役員及び各行取締役の個人別の報酬月額については、報酬委員会規程に基づき、報酬委員会における公正厳格な協議により決定し、または意見の提言を行う。
- ⑤ 当社役員及び各行取締役の個人別の役員賞与については、報酬委員会規程に基づき、直前期業績に顕在する貢献、その他特に勘案すべき事項を踏まえた報酬委員会における公正厳格な協議により決定し、または意見の提言を行う。
- ⑥ 当方針の改廃は報酬委員会が行い、当社並びに荘内銀行及び北都銀行の取締役会に報告する。

【当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

当社では、取締役及び執行役の個人別報酬等決定に関し、以下の報酬委員会を開催し決定しました。その内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(個人別の報酬等決定に係る報酬委員会の開催内容)

① 2023年6月23日開催 (報酬委員会)

- 議題 ・役員報酬体系の変更にに関する件
・役員個人の報酬に関する件

内容 ・当社従業員の賃上げ状況と役員報酬を比較するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブが機能する報酬体系を目指し、当グループの役員報酬を総合的に見直し
・当該事業年度に担う役位を基にした役割や責任に応じて支給する個人別報酬等を決定

② 2023年7月20日開催 (報酬委員会)

- 議題 役員個人の報酬に関する件
内容 執行役体制の変更に伴い個人別報酬等を改定

- ③ 2023年8月3日開催（報酬委員会）
議題 2022年度役員報酬の変動報酬（役員賞与）に関する件
内容 役員賞与については、前年度業績や今年度計画等を勘案し支給見送りを決定
- ④ 2023年9月28日開催（報酬委員会）
議題 役員個人の報酬に関する件
内容 執行役体制の変更に伴い個人別報酬等を改定
- ⑤ 2024年2月22日開催（報酬委員会）
議題 2024年度役員報酬に関する件
内容 執行役体制の変更に伴い個人別報酬等を改定

【譲渡制限付株式報酬制度について】

報酬委員会は2022年5月13日、2022年度より譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。この制度は、経営陣に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。具体的には、一定期間、自由に譲渡その他の処分をすることができないこと及び一定の事由が生じた場合には当社が無償取得することを条件に、当社普通株式を取締役（社外取締役及び監査委員を除く）及び執行役に付与いたします。譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、報酬委員会において決定いたします。

（譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬委員会の開催内容）

- ① 2023年7月20日開催（報酬委員会）
議題 譲渡制限付株式報酬制度（RS）に係る個人別報酬等の内容の決定に関する件
内容 当該事業年度に担う役位を基にした役割や責任に応じて支給する個人別譲渡制限付株式報酬を決定
- ② 2024年2月22日開催（報酬委員会）
議題 2024年3月末退任者の譲渡制限付株式の無償取得に関する件
内容 2024年3月末退任者の無償取得株数の決定

(3) 責任限定契約

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。本契約に基づき、社外取締役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を上限として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任を超える部分については、免責するものとしております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲 | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 |
|-----------------------|--|
| 当社取締役及び執行役 | 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社並びに子会社である荘内銀行及び北都銀行のすべての取締役、執行役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務上の行為に起因する損害賠償金及び争訟によって生じた損害が填補されることとなります。 ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または違法に便宜供与を得た場合、犯罪行為に起因する等の場合には填補の対象外としております。 |
| 株式会社荘内銀行 取締役及び執行役員 | |
| 株式会社北都銀行 取締役及び執行役員 | |

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名 | 兼職その他の状況 |
|---------|--|
| 堀 裕 | 堀総合法律事務所 代表弁護士 J U K I 株式会社 取締役 (社外) 兼 指名報酬諮問委員会委員長 |
| 近 野 博 | 近野博公認会計士事務所 公認会計士 |
| 甲 斐 文 朗 | GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役 (社外) |
| 青 木 淳 | 株式会社淳風満帆 代表取締役 |

- (注) 1. 他の法人等の重要な兼職の状況については、当社の完全子会社を除き記載しております。
2. 社外取締役堀裕氏は堀総合法律事務所の代表及びJ U K I 株式会社の社外取締役兼指名報酬諮問委員会委員長を兼務しております。なお、当社と同事務所及び同社、並びに同氏との間には特別の関係はありません。
3. 社外取締役近野博氏は近野博公認会計士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所並びに同氏との間には特別の関係はありません。
4. 社外取締役甲斐文朗氏はGMOペイメントゲートウェイ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社並びに同氏との間には特別の関係はありません。
5. 社外取締役青木淳氏は株式会社淳風満帆の代表を兼務しております。なお、当社と同社並びに同氏との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会及び各委員会への出席状況 | | | | | | |
|-------|-----------|------------------|----------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 取締役会 | 指名委員会 | 監査委員会 | 報酬委員会 | リスク委員会 | サステナビリティ委員会 | 経営戦略委員会 |
| 小川 昭一 | 7年 9か月 | 13/13回 (100%) | — | 13/13回 (100%) | — | — | — | 2/2回 (100%) |
| 福田 恭一 | 7年 9か月 | 13/13回 (100%) | 8/8回 (100%) | — | 7/7回 (100%) | 4/5回 (80%) | — | 2/2回 (100%) |
| 堀 裕 | 7年 9か月 | 13/13回 (100%) | 8/8回 (100%) | — | 7/7回 (100%) | — | — | — |
| 近野 博 | 3年 9か月 | 13/13回 (100%) | — | 13/13回 (100%) | — | — | — | — |
| 布井 知子 | 3年 9か月 | 13/13回 (100%) | — | 13/13回 (100%) | — | 5/5回 (100%) | 5/5回 (100%) | — |
| 廣瀬 渉 | 2年 9か月 | 13/13回 (100%) | 8/8回 (100%) | — | 7/7回 (100%) | — | 5/5回 (100%) | 2/2回 (100%) |
| 甲斐 文朗 | 2年 9か月 | 13/13回 (100%) | — | 13/13回 (100%) | — | 5/5回 (100%) | 5/5回 (100%) | 2/2回 (100%) |
| 青木 淳 | 9か月 | 11/11回 (100%) | 6/6回 (100%) | — | 6/6回 (100%) | — | 5/5回 (100%) | 2/2回 (100%) |

| 氏名 | 取締役会・監査委員会における発言その他の活動状況 |
|-------|---|
| 小川 昭一 | 金融業界における経営者としての経験を踏まえ、経営の監督と企業の持続的成長を促す助言など社外取締役求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。 |
| 福田 恭一 | 金融業界における長年の経験を踏まえ、経営の監督と企業の持続的成長を促す助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。 |
| 堀 裕 | 弁護士としての長年の経験を踏まえ、ガバナンス関連を中心とした経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。 |
| 近野 博 | 公認会計士としての長年の経験、上場企業の社外監査役としての経験を踏まえ、財務・会計面を中心とした経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。 |

| 氏 名 | 取締役会・監査委員会における発言その他の活動状況 |
|---------|---|
| 布 井 知 子 | 金融業界における長年の経験を踏まえ、コンプライアンス・リスクマネジメントを中心とした経営の監督など社外取締役求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。 |
| 廣 瀬 渉 | 山形県の行政運営における長年の経験を踏まえ、経営の監督と企業の持続的成長を促す助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。 |
| 甲 斐 文 朗 | 金融業界における長年の経験を踏まえ、経営の監督と企業の持続的成長を促す助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。 |
| 青 木 淳 | コンサルティング業界及び人事戦略における豊富な経験を踏まえ、経営の監督と企業の持続的成長を促す助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮している。また、取締役会等を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っている。 |

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 (人) | 当社からの報酬等 | 当社の親会社等からの報酬等 |
|--------|----------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 8 | 67 | — |

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 56,000千株
発行済株式の総数 18,142千株

(2) 当年度末株主数 24,510名

(3) 大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当社への出資状況 | |
|-------------------------------|----------|--------|
| | 持株数 | 持株比率 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,447千株 | 13.52% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 622 | 3.44 |
| フィデアホールディングス従業員持株会 | 556 | 3.07 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口4） | 184 | 1.01 |
| J P MORGAN CHASE BANK 385781 | 179 | 0.99 |
| 公益財団法人克念社 | 178 | 0.98 |
| 庄 司 隆 弘 | 168 | 0.92 |
| 広 野 撰 | 165 | 0.91 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 161 | 0.89 |
| BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS | 135 | 0.74 |

(注) 持株比率は、自己株式（48,594株）を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|-------------------|--------|--------|
| 取締役 （社外取締役を除く） | 6,800株 | 3名 |
| 執行役 | 7,100株 | 7名 |
| 社外取締役 | — | — |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る 会計監査人の報酬等の額 | そ の 他 |
|---|--------------------------|-------|
| EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 根 津 昌 史 指定有限責任社員 熊 谷 充 孝 | 18 | — |

- (注) 1. 監査委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部門からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査内容などを確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は108百万円です。

(2) 責任限定契約

当社は会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

ロ 当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、当社の重要な子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行の会計監査人を務めております。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、グループの中核事業である銀行業務をはじめとした各種事業の公共性を鑑み、長期的視野に立った経営基盤の確保に努めながら、株主の皆さまに対し安定的な配当を行うことを基本方針としております。なお、今後、当社グループの業績が大きく変動した場合には、配当金の水準を見直す場合がございます。剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、業績を踏まえた内部留保の積み上げに努めるとともに、筋肉質な経営体質への転換、安定的な配当の維持に取り組んでまいります。

(2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|------------------|--------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 306,340 | 預 金 | 2,713,241 |
| 買入金銭債権 | 3,831 | 譲渡性預金 | 49,753 |
| 商品有価証券 | 748 | 債券貸借取引受入担保金 | 88,768 |
| 金銭の信託 | 58,690 | 借 用 金 | 87,700 |
| 有価証券 | 732,875 | 外 国 為 替 | 40 |
| 貸 出 金 | 1,867,032 | そ の 他 負 債 | 14,612 |
| 外 国 為 替 | 1,258 | 役員賞与引当金 | 42 |
| リース債権及びリース投資資産 | 8,557 | 退職給付に係る負債 | 472 |
| そ の 他 資 産 | 47,191 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 22 |
| 有形固定資産 | 20,621 | 偶発損失引当金 | 429 |
| 建 物 | 11,169 | 繰延税金負債 | 14 |
| 土 地 | 7,214 | 再評価に係る繰延税金負債 | 382 |
| リ ー ス 資 産 | 7 | 支 払 承 諾 | 19,359 |
| その他の有形固定資産 | 2,229 | 負債の部合計 | 2,974,839 |
| 無形固定資産 | 1,712 | (純資産の部) | |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 1,580 | 資 本 金 | 18,000 |
| その他の無形固定資産 | 132 | 資 本 剰 余 金 | 18,167 |
| 退職給付に係る資産 | 2,569 | 利 益 剰 余 金 | 57,665 |
| 繰延税金資産 | 3,553 | 自 己 株 式 | △63 |
| 支払承諾見返 | 19,359 | 株 主 資 本 合 計 | 93,769 |
| 貸倒引当金 | △13,679 | その他有価証券評価差額金 | △10,668 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 413 |
| | | 土地再評価差額金 | 866 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 1,288 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | △8,099 |
| | | 非支配株主持分 | 155 |
| | | 純資産の部合計 | 85,824 |
| 資産の部合計 | 3,060,664 | 負債及び純資産の部合計 | 3,060,664 |

(自 2023年4月1日) 連結損益計算書
(至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益 | | 49,944 |
| 資金運用収益 | 28,643 | |
| 貸出金利息 | 19,081 | |
| 有価証券利息配当金 | 9,448 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | △16 | |
| 預け金利息 | 64 | |
| その他の受入利息 | 65 | |
| 役所の取引等収益 | 9,055 | |
| その他の業務収益 | 5,685 | |
| その他の経常収益 | 6,559 | |
| 償却債権取立益 | 40 | |
| その他の経常収益 | 6,519 | |
| 経常費用 | | 46,375 |
| 資金調達費用 | 1,063 | |
| 預金利息 | 162 | |
| 譲渡性預金利息 | 3 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | △2 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 45 | |
| 借入金利息 | 0 | |
| その他の支払利息 | 853 | |
| 役所の取引等費用 | 3,185 | |
| その他の業務費用 | 11,859 | |
| その他の経常費用 | 23,884 | |
| 貸出金償却 | 23 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 3,109 | |
| その他の経常費用 | 3,250 | |
| 経常利益 | | 3,568 |
| 特別利益 | | 2 |
| 固定資産処分益 | 2 | |
| 特別損失 | | 472 |
| 固定資産処分損失 | 208 | |
| 減損 | 263 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 3,099 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,135 | |
| 法人税等調整額 | 740 | |
| 当期純利益 | | 1,875 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 1,223 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 44 |
| | | 1,178 |

第15期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------|--------|----------|--------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金及び預金 | 729 | 未払配当金 | 40 |
| 前払費用 | 18 | 未払法人税等 | 28 |
| 未収収益 | 0 | 前受収益 | 4 |
| その他 | 148 | 未払費用 | 43 |
| 流動資産合計 | 896 | 役員賞与引当金 | 8 |
| 固定資産 | | その他 | 33 |
| 有形固定資産 | | 流動負債合計 | 159 |
| 建物 | 43 | 固定負債 | |
| 車両運搬具 | 0 | 長期借入金 | 10,960 |
| 工具、器具及び備品 | 88 | 退職給付引当金 | 102 |
| その他の有形固定資産 | 128 | 固定負債合計 | 11,062 |
| 有形固定資産合計 | 260 | 負債合計 | 11,221 |
| 無形固定資産 | | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 271 | 株主資本 | |
| 無形固定資産合計 | 271 | 資本金 | 18,000 |
| 投資その他の資産 | | 資本剰余金 | |
| 関係会社株式 | 62,090 | 資本準備金 | 11,735 |
| 繰延税金資産 | 24 | その他資本剰余金 | 17,961 |
| その他 | 119 | 資本剰余金合計 | 29,696 |
| 投資その他の資産合計 | 62,234 | 利益剰余金 | |
| 固定資産合計 | 62,766 | その他利益剰余金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | 4,808 |
| | | 利益剰余金合計 | 4,808 |
| | | 自己株式 | △63 |
| | | 株主資本合計 | 52,441 |
| | | 純資産合計 | 52,441 |
| 資産合計 | 63,663 | 負債純資産合計 | 63,663 |

第15期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------------|--------------|
| 営 業 収 益 | |
| 関係会社受取配当金 | 1,355 |
| 関係会社入手数料 | 1,370 |
| <u>営 業 収 益 合 計</u> | <u>2,726</u> |
| 営 業 費 用 | |
| 販売費及び一般管理費 | 1,353 |
| <u>営 業 費 用 合 計</u> | <u>1,353</u> |
| 営 業 利 益 | 1,373 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 土地建物賃貸料 | 45 |
| 機械賃貸料 | 26 |
| 雑収入 | 29 |
| <u>営 業 外 収 益 合 計</u> | <u>101</u> |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支払利息 | 87 |
| 雑損失 | 0 |
| <u>営 業 外 費 用 合 計</u> | <u>88</u> |
| 経 常 利 益 | 1,387 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 1,387 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 20 |
| 法人税等調整額 | 2 |
| <u>法 人 税 等 合 計</u> | <u>23</u> |
| 当 期 純 利 益 | 1,364 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 津 昌 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊 谷 充 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィデアホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津昌史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊谷充孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィデアホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の各業務部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役、執行役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

フィデアホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員（社外） 布井知子 ㊟

監査委員（常勤） 富樫秀雄 ㊟

監査委員（社外） 小川昭一 ㊟

監査委員（社外） 近野博 ㊟

監査委員（社外） 甲斐文朗 ㊟

(注) 監査委員布井知子、小川昭一、近野博及び甲斐文朗は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

中継会場ご案内図

中継会場に
ご来場の
株主様へ

中継会場は株主総会の会場ではございません。秋田市の定時株主総会会場の模様を映像でご覧いただけます。秋田会場と異なり、ご質問、賛否等株主権のご行使はできません。

中継会場

| | |
|----|----------------------|
| 日時 | 2024年6月21日（金曜日）午前10時 |
| 場所 | 仙台中継会場、鶴岡中継会場、山形中継会場 |

仙台中継会場



宮城県仙台市青葉区中央
三丁目1番24号
荘銀ビル8階
当社本社会議室

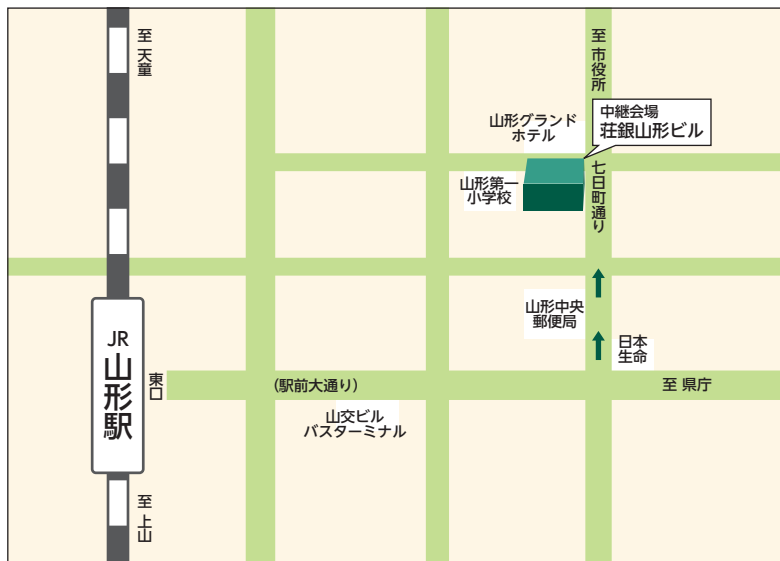
©当ビルの1階は荘内銀行仙台支店です。

鶴岡中継会場



山形県鶴岡市本町
一丁目9番7号
荘内銀行本店
3階大会議室

山形中継会場



山形県山形市本町
一丁目4番21号
荘銀山形ビル 5階
荘内銀行会議室

定時株主総会

会場ご案内図

第15期 定時株主総会 会場

秋田県秋田市中通三丁目1番41号

北都銀行本店 本館4階 大会議室

TEL 018-833-4211



● 駐車場のスペースに限度がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。
フィデアホールディングス株式会社 人事総務部 TEL 0235-28-2408
(土日祝日を除く 8:30~17:00)

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

